

虐待防止のための指針

社会福祉法人健楽会

こしの渚苑・渚苑デイサービスセンター

渚苑居宅介護支援事業所

虐待防止指針

(主 旨)

第 1 条 施設（事業所）における虐待予防に関する基本的考え方

虐待は、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当施設（事業所）では、法人理念にのっとり、「良質な介護の提供」「最新の知識・技術の習得」に努め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、虐待防止に向けた意識をもち、虐待をしないケアの実施に努めます。

(委員会組織について)

第 2 条 虐待防止のための委員会に関する基本方針

虐待予防に関する審議機関として「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を設置する。

身体拘束・虐待防止委員会は、多職種により構成する。また、各職種の役割を下記の通りとする。

(1) 委員会の構成

1. 施設長（管理者）

虐待防止のための総括管理、委員会総括責任者、虐待防止のための体制整備

2. 各部署

家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告。

利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備

3. 生活相談員（介護支援専門員）

医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告

4. その他、施設長（管理者）が任命するもの

(2) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の開催

委員会は概ね 3 ヶ月に 1 回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲

げる事項について審議する。

ア 施設（事業所）内における虐待防止に向けての現状把握、改善に関すること。

イ 虐待防止に関する情報の収集に関すること

ウ 施設（事業所）内で報告のあった虐待事例の対応策に関すること

エ 虐待防止のためのマニュアル類の整備に関すること

オ 職員を対象とした虐待防止に関する研修の実施に関すること

カ その他、虐待防止発生予防のために必要な事項に関すること

キ 緊急時に必要とされるとき

（職員研修について）

第3条 虐待防止の職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、虐待防止に向けて人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

①定期的な教育・研修（年2回）の実施（身体拘束廃止兼ねる）

②新任者に対する虐待防止の研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

（平常時の対応）

第4条 虐待防止に関する基本方針

虐待に関して、利用者の人権を尊重しつつ、生活の中において常に虐待の状況にないか点検を行い、改善を推進するものとする。

2 施設（事業所）では、共通認識のもと職員が一丸となり、虐待を行わない状態の実現を目指すため、虐待を誘発する原因を探り除去するケアに心がける。

(虐待発生後の対応)

第 5 条 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待対応マニュアル（フローチャート）に沿って、迅速に対応する。

(成年後見制度)

第 6 条 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(閲 覧)

第 7 条 利用者、その家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び利用者家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者及び利用者家族等が閲覧できるようにする。

(その他)

第 8 条 その他、虐待防止推進の為に必要な基本方針

虐待予防マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

(附則)

本指針は、令和元年 4 月 1 日より施行する。

令和 2 年 4 月 1 日改定する。

令和 5 年 4 月 1 日改定する。

令和 6 年 4 月 1 日改定する。